

庄内みどりファン倶楽部

利用者還元サービス

いつも庄内みどりファン倶楽部をご利用いただきありがとうございます。2016年4月に庄内みどりファン倶楽部の「ポイントサービス」がスタートしましたが、昨年度を持ちましてポイントでの還元を終了させていただきました。2019年度からは、翌年2月28日までのファン倶楽部通信でご注文いただいたお買い上げ金額に応じて、毎年3月に賞品での還元を行い、発送させていただくサービスになります。いつもご利用いただいているファン倶楽部会員の皆様に、少しでも感謝の気持ちと庄内のおいしいものを届けたい！という想いで実施しております。今後とも地元の特産品をよろしく願いいたします。

●期間内のお買い上げ金額について

お買い上げ金額に応じた、**5種類**の賞品をご用意して発送させていただきます。
年間ご購入金額が

- ◆3万円以上5万円未満
- ◆5万円以上10万円未満
- ◆10万円以上20万円未満
- ◆20万円以上30万円未満
- ◆30万円以上～

※お一人様1賞品の発送となります。

※ただし、送料はお買い上げ金額には加算されません。ご了承ください。

●期間について

期間は2019年4月1日～2020年2月28日です。

期間を過ぎると繰り越しはされません。

●賞品の発送は「毎年3月」です

賞品の発送は2020年3月です。

お届け日の指定や3月以外の発送はできません。

賞品のお届け先は会員ご本人の登録住所に限らせていただきます。

お申し込みの必要はありませんので、該当者は3月の発送をお待ち下さい。

●お買い上げ金額の還元はご本人のみご利用可能です

ご家族や友人でお買い上げ金額の合算したりすることはできません。

ファン倶楽部を途中退会された場合は、それまでのお買い上げ金額は0（ゼロ）になります。

●賞品について

賞品は事前に選ぶことはできませんが、庄内みどりファン倶楽部通信で販売している人気商品や、庄内の味覚がつまった賞品を取り揃えて発送させていただきます。

お楽しみにお待ちください。

●●利用者還元セールに関するお問い合わせ●●

庄内みどりファン倶楽部事務局（庄内みどり農業協同組合・生活特産課）
フリーダイヤル：0800-800-8725 FAX：0234-34-2324
e-mail：midori_hanbai@ja.midorinet.or.jp

庄内みどりファン倶楽部 利用者還元サービス・利用規約

第1条（目的）

本規約は、庄内みどり農業協同組合（以下「当組合」といいます）が、「庄内みどりファン倶楽部要領」及び「庄内みどりファン倶楽部会則」（以下「会員規約」といいます）に基づき会員登録をした会員（以下「会員」といいます）に対して、庄内みどりファン倶楽部 利用者還元サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。

第2条（還元の対象者）

- 1 当組合は、会員がダイレクトメールで物品等の購入またはサービスを利用したとき、その他組合が相当と認めた場合に、利用金額が一定の金額に達した場合のみ、還元の対象者となります。※ただし、送料はお買い上げ金額には加算されません。
- 2 賞品還元率は、商品の種類、または利用サービスの種類によって異なることがあります。
- 3 利用金額は対象となるサービスおよび取引（以下「対象取引」といいます）が行われてから、当組合が定める一定の期間を経た後に発生します。この期間内に、当組合が対象取引につき取消、返品などがあったことを確認した場合、対象取引に利用金額として加算されず、また対象取引に価格の変更があった場合は、変更後の購入額に応じて加算されます。
- 4 ある取引についての利用金額を還元サービスの対象とするか否か、対象とする利用金額、その他利用金額の還元に関する最終的な判断は、当組合が行うものとし、会員はこれに従うものとしします。

第3条（利用金額の管理）

- 1 当組合は、当組合所定の方法により、会員が利用した金額を会員に告知します。
- 2 会員は、前項の還元対象利用金額に疑義のある場合には、ただちに当組合に連絡し、その内容を説明するものとしします。
- 3 第1項の利用金額に関する最終的な決定は当組合が行うものとし、会員はこれに従うものとしします。

第4条（利用金額の合算および複数登録の禁止）

- 1 会員は、還元対象利用金額を他の会員に譲渡したり、会員間で共有したりすることはできません。
- 2 一家族で複数の会員登録をしている場合、会員はそれぞれの会員登録において保有する還元対象利用金額を家族で合算することはできません。

第5条（利用金額の有効期限）

還元対象利用金額の有効期限は、2019年4月1日～2020年2月28日までとします。期限を過ぎた後は、全会員の利用金額は0になります。

第6条（利用金額還元の対象外）

- 1 当組合の利用後に、対象取引について返品、キャンセルその他当組合が還元対象外とすることが適当と判断する事由があった場合、当組合は、対象取引により利用された金額を取り消すことができます。
- 2 当組合が会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当組合は会員に事前に通知することなく、会員が還元対象利用金額の一部または全部を取り消すことができます。
 - (1) 違法または不正行為があった場合
 - (2) 本規約、会員規約、その他当組合が定める規約・ルール等に違反があった場合
 - (3) その他当組合が会員が還元対象となる利用金額を取り消すことが適当と判断した場合
- 3 当組合は、取消した還元対象利用金額について何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第7条（事故等）

賞品につき、その配送中または提供後に遅延、紛失、盗難、損害、破損等の事故が生じた場合は、当該事故が当組合の責任による場合を除き、当組合は一切責任を負わず、還元対象利用金額の払い戻しも行いません。

第8条（換金の不可）

会員は、いかなる場合でも還元対象利用金額を換金することはできません。

第9条（会員資格の喪失・停止）

会員が会員の地位を喪失した場合には、保有する還元対象利用金額、賞品の交換権、その他本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また地位の喪失にともなって当組合に対して何らの請求権も取得しないものとしします。

第10条（免責）

当組合は、本サービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、還元対象利用金額に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して会員に生じた損害について、当組合は一切責任を負わないものとしします。

第11条（本サービスの変更）

- 1 当組合は、会員に事前に通知することなく、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（利用者還元サービスの廃止または停止・付与率または利用率の変更を含みます）を行うことがあり、本サービスを終了または停止することがあります。会員はこれをあらかじめ承諾するものとしします。
- 2 当組合は、前項の変更により会員に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとしします。